

おごおりし けんりじょうれい
小郡市こどもの権利条例（案）

「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」

「いじめや悪口、暴力、仲間はずれがなくなしてほしい」

「自分のことを勝手に決めないでほしい」

「こどもの意見や考えを否定せずに聴いてほしい」

これは、小郡市の子どもたちが「おとなに伝えたいこと」として話してくれた
こえ
声です。

すべてのこどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、生まれた時から
ひとり 一人間として 幸せに生きる権利を持っています。すべてのこどもは、命が
まも 安心して育つ権利があり、まわりの人からの愛情を受け、遊び、休み、
まな 学び、自分らしく暮らすことができます。すべてのこどもは、自らの意志で様々
な活動に参加することができ、自分のことは自分で選択することができます。

しかし、心とからだの成長の途中であるこどもは守られる存在でもあり、ま
わりのおとなからの支えが必要になる場合があります。そのためおとなは、こど
も一人ひとりの声に耳をかたむけ、こどもにとって最もよいことは何かを考
え、行動していかなければなりません。

小郡市は、すべての人がこどもの権利を守り、こども一人ひとりが大切にされ

る社会づくりを目指していくために、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の考えをもとに、こどもの権利を大切に守っていくための基本となる考えを定め、みんなでおおりのこどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) こどもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人、市内で活動している人で心とからだの成長の途中にある人をいいます。
- (2) 保護者とは、こどもの親や親の代わりにそのこどもを育てる人をいいます。
- (3) 市民等とは、市内に住んでいたり、市内で学んでいたり、市内で働いていたたり、市内で活動していたり、日頃からこどもの育ちに関わっていたりするすべての人や団体をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 こどもは、生まれた時から一人の人間として権利を持っており、生活のあらゆる場面で、その権利が大切に守られます。

2 こどもには、社会的環境、性別、国籍、宗教、性のあり方、障がいや病気のあるなしなどにより差別されない権利があります。

3 こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。

4 おとなは、こどもが健やかに育つために、こどもの声に耳をかたむけ、こどもにとって最もよいことを第一に考え、行動します。

(安心して生きる権利)

第4条 こどもには、次のとおり、安心して生きる権利があります。

- (1) 命が大切にされ、愛情をもって大切に育てられること。
- (2) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (3) 暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないこと。

(守られる権利)

第5条 こどもには、次のとおり、守られる権利があります。

- (1) 健やかな育ちを害するものから守られること。
- (2) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられないこと。
- (3) まわりの人に相談ができ、必要な支援が受けられること。

(自分らしく育つ権利)

第6条 こどもには、次のとおり、自分らしく育つ権利があります。

(1) 遊び、休み、学ぶことができること。そのために必要な環境が整えられること。

(2) 自然、文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分らしさが認められ、自分の可能性が大切にされること。

(4) 自分に関することは、自分で選択できること。

(意見を表し、参加する権利)

第7条 子どもには、次のとおり、自分の意見を表したり、様々な活動に参加する権利があります。

(1) 自分の思いや考えなどを自分らしく表現し、人に伝えること。

(2) 自分の思いや考えなどを表すために必要な情報を得ること。

(3) 自分の思いや考えなどが大切にされ、人に受け止めてもらうこと。

(4) 自分の意思で様々な活動に参加すること。

(市の責任)

第8条 市は、子どもの権利が大切に守られるために、子ども基本法（令和4

年法律第77号）第10条第2項にもとづき小郡市子ども計画に定める取組

を行います。

2 市は、子ども、保護者、市民等の意見を聴いて、力を合わせて子どもの権利

が守られるための体制づくりを行います。

3 市は、こどもの権利について、こども、保護者、市民等に理解してもらうための意識づくりを行います。

4 市は、こどもが様々な活動に参加したり、こどもの思いや意見を聴くことができる機会づくりに努めます。

5 市は、地域社会全体でこどもや子育て家庭の孤立化を防止する地域づくりに努めます。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもにとって最も良いことを第一に考え、豊かな愛情を持って、こどもが健やかに育つように努めます。

2 保護者は、必要に応じて市、市民等と力を合わせて、こどもの権利を大切に守るように努めます。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、地域全体でこどもの健やかな育ちを支え、力を合わせてこどもの権利が大切に守られるように努めます。

2 市民等は、こどもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。

3 市民等は、地域でこどもを見守り、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

4 日頃からこどもの育ちに関わる人や団体は、こどもが考え、遊び、学び、

かつどう
活動することができるように支援し、こどもの学ぶ機会が守られるように努
めます。

(こどもの権利を守るための体制)

だい じょう し
第11条 市は、こどもが不安や悩みを解消できるように相談に応じ、こども
あんしん す
が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

2 し
市は、こどもの権利が守られていない状態が生じたときは、こども、
ほごしゃ しみんどう ちから あ すこ はや けんり まも じょうたい
保護者、市民等と力を合わせて、少しでも早くこどもの権利が守られた状態
かいふく とりくみ おこな
へ回復できるように取組を行います。

いにん
(委任)

だい じょう
第12条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち こうふ れいわ ねん がつ にち しこう
この条例は、令和8年4月1日に公布し、令和8年7月1日から施行します。